

仕様書

1 委託業務名称

京都芸術センターに係る分析・調査業務並びにブランディングの検討及び検証業務

※「分析・調査業務」と「ブランディングの検討及び検証業務」は、別々の事業者が受託することができる。

2 履行期間

契約の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 委託金額の上限

「分析・調査業務」 金 5,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

「ブランディングの検討及び検証業務」 金 4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額には、業務の実施に当たり発生する全ての費用を含む（追加費用の支払は不可）。

4 委託料の支払条件

本市において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

なお、前金払及び部分払は行わない。

5 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであるため、留意すること。

6 事業目的、内容

令和 7 年度に開設 25 周年を迎える京都芸術センター（以下、同センター）について、「市民・アーティスト・企業等が出会い、交ざり合い、新たな価値を生み出す、本市における文化芸術の中核拠点」という理想の姿を目指すにあたり、外部有識者の知見や他アートセンター等の運営方法を調査し、次期指定管理期間（令和 9 年度）を見据え、効果的な運営方法を把握・検討するための分析・調査を行う。

また、運営方法の検証の他、同センターの「理想の姿」をより明確化し、同センターの魅力や存在意義を効果的に伝えるための、ブランディングの検討及び検証を行う。

7 委託業務の内容

以下の業務について、京都市と十分協議のうえ実施すること。

現時点では、以下の業務内容やスケジュールを想定しているが、詳細は本市との協議により決定する。

(1) 分析・調査業務

ア 現状分析

本市から提供する資料※等により、過去 10 年間における同センター事業内容、収支について分析し、定量的・定性的な評価を行うこと。

※芸術センターの実績報告書、収支予算書 他

イ 概括

同センターの 25 年の取り組みや成果の推移を定性的な評価を行うこと。

ウ 他都市における先進事例調査

他都市における施設・団体の優れた先進事例と同センターの機能を比較し、本市及び同センターの優れた点や課題点を挙げる。先進事例については、3～5つ程度を提案すること。

なお、調査を行う先進事例については、市と協議の上、決定すること。

エ 有識者へのヒアリング

同センターのこれまでの取り組みについて、有識者（3～5名程度）へヒアリングを行うこと。

なお、有識者については、事業者から提案し、市と協議の上、決定すること。

オ 運営方法・体制等に関する検証

上記ア～エ並びに、ブランディングの検討及び検証業務の結果を踏まえ、適切な運営方法・体制等について検証すること。

カ 報告書の作成

以下の資料を電子データにて提出すること。

(ア) 事業完了届出書

(イ) 調査報告書

調査報告書の実際の取りまとめに際しては、本市と協議の上進めること。

(ウ) 本業務で取得又は作成した資料一式

(エ) 請求書

(2) ブランディングの検討及び検証業務

ア 同センターの「あるべき未来像」の可視化

(1)における分析・調査結果や、関係者へのヒアリングを踏まえて、同センターの「あるべき未来像」の可視化を行うこと。

イ センター事業における広報分野の現状分析・課題整理

現在の同センターが実施する広報活動について、現状分析を行い、課題整理を行い、課題の解決に向けた手法等を提案すること。

また、同センターにおけるイベント（1～2つ程度）の広報活動への伴走支援を行い、効果的な広報活動のための支援を行うこと。なお、伴走支援を行う事業については、本市と協議の上、決定すること。

ウ 実証事業の提案・結果の分析

上記イにおいて提案した課題の解決に向けた手法のうち、優先的に取り組むべきことを提示すること。実証事業については、同センターと連携した上で実施し、結果の分析も行うこと。

エ 以下の資料を電子データにて提出すること。

(ア) 事業完了届出書

(イ) 実施報告書

実施報告書の実際の取りまとめに際しては、本市と協議の上進めること。

(ウ) 本業務で取得又は作成した資料一式

(エ) 請求書

8 留意事項

(1) 本事業の実施に当たり、制作した著作物等に係る一切の権利は本市が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。

(2) 受託者は、本業務についての秘密を守り、業務内容及び本業務委託を通して知り得た情報を許可なく第三者に公表及び転用しないこと。

なお、本件業務の実施に当たっては、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

- (3) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、京都市の担当者に確認し、その指示に従うこと。
- (4) 各種法令及び基準等を守ること。
- (5) 各種業務の実施の当たっては、本市と協議すること。また、本市の指示に従うこと。
- (6) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、もし、協議が調わない場合は本市が定めるものとする。
- (7) 「分析・調査業務」の受託者と「ブランディングの検討並びに検証業務」の受託者は、お互いに連携し、業務に取り組むこと。また、必要に応じて、本市及び同センター指定管理者（（公財）京都市芸術文化協会）との4者での協議に参加すること。